

平成29年の主な税制改正(所得税・住民税・軽自動車税)

セルフメディケーション税制について

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の保持増進および疾病の予防に関する一定の取り組み(①特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、②予防接種、③定期健康診断(事業主検診)、④健康診査、⑤がん検診のいずれか)を行っている方が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用を年間1万2千円を超えて支払った場合には、その購入費用(年間10万円を限度)のうち1万2千円を超える額を所得控除できる特例制度が創設されました。

※本特例の適用を受ける場合には医療費控除の適用を受けることができず、医療費控除の適用を受ける場合には本特例の適用を受けることができません。

医療費控除の改正

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」(新様式)または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となり、医療費等の領収書の添付または提示は不要となります。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知(注1)を添付すると、明細の記入を省略できます。

※セルフメディケーション税制の適用を受ける方は確定申告の際に「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類を添付または提示する必要があります。

※医療費等の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)

※平成29年分から平成31年分の確定申告については、医療費等の領収書の添付または提示によることもできます。

(注1) 医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などで、次の6項目が記載されたものに限り、

- ①被保険者等の氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者
- ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額
- ⑥保険者等の名称

配偶者控除および配偶者特別控除の見直し

[平成30年分以降の所得税および平成31年度以降の住民税について適用されます。]

[改正後]		居住者(所得割の納税義務者)の合計所得金額						
		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下		
		所得税 控除額	住民税 控除額	所得税 控除額	住民税 控除額	所得税 控除額	住民税 控除額	
配偶者 控除	控除対象配偶者	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円	
	老人控除対象配偶者	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円	
配偶者 特別控除	配偶者の 合計所得金額	38万円超 85万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
		85万円超 90万円以下	36万円	33万円	24万円	22万円	12万円	11万円
		90万円超 95万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円
		95万円超100万円以下	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
		100万円超105万円以下	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
		105万円超110万円以下	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
		110万円超115万円以下	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
		115万円超120万円以下	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
		120万円超123万円以下	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円
	123万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

※配偶者控除および配偶者特別控除は、控除を受ける居住者(所得割の納税義務者)本人の合計所得金額が1,000万円超の場合は適用されません。

※平成29年分の所得税および平成30年度の住民税については従来どおりです。

軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し

グリーン化特例(軽課)について、重点化を行った上で適用期限を2年間延長することとされました。
(平成29年4月1日～平成31年3月31日取得分)

【問い合わせ】 税務課 (内線113)